

# 固定資産税の 償却資産の申告

## ～申告期限は毎年1月末です～

※ 償却資産とは…

固定資産税が課税される償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産(機械・器具・備品等)で、所得税又は法人税の確定申告時に減価償却の対象となる資産をいいます。

○具体的には次のようなものです。

### 飲食店

厨房設備、カラオケセットなど



### 工場

各種製造設備、受変電設備など



### ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備など



### 建設業

パワーショベル、ポータブル発電機など



### 理容業・美容業

理・美容椅子、洗面設備など



### 医院

ベッド、手術台、X線装置など



### ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、洗車機など



### 小売店

商品陳列ケース、冷蔵庫など



### 農業・漁業

乾燥機、漁船など



**償却資産申告 提出期限1月末まで**

提出先及び問い合わせ先

宇土市役所 税務課 固定資産税係

〒869-0492 宇土市浦田町51番地 TEL 0964-22-1111(内線511・512)